

高知県住生活基本計画見直し検討委員会（令和８年度 第１回） 議事要旨

1 日時 令和８年７月２８日（火） １３：００～１５：００

2 場所 高知県庁 正庁ホール

3 出席者 委員（代理含む）７名
事務局（高知県住宅課）８名

4 議事

議事１：住生活基本計画とは

議事２：高知県住生活基本計画について

議事３：高知県住生活基本計画（現行）の取組実績について

議事４：住生活基本計画（全国計画）の見直しについて

議事５：全国計画を踏まえた県計画見直しの方向性について

5 議事の経過の概要

事務局から議事の内容について説明し、質疑等意見交換を行った。

以下、委員からの主な意見等

○公営住宅の需要と今後の再編について

- ・郡部の公営住宅では空きがある状態で、住宅数は充足している。昭和期に建てられた古く老朽化が著しい住宅もあり、今後は、縮小も検討していく必要がある。
- ・高知市では依然として公営住宅の応募倍率が高く需要があるが、長期的には全体数を減らしていく方針のもと、複数の団地を集約・建て替えを計画している。
- ・今後、総人口、世帯数は減少するが、要配慮者数は同じような減少ペースにならない可能性もありうる。人口減少と要配慮者の増加ペースのズレを見極め、公営住宅の供給量や再編を検討する必要がある。

○住宅確保要配慮者の居住支援と福祉・住宅の双方向連携について

- ・住宅と福祉が一体となった居住支援の構築が不可欠である。家賃滞納などを早期の段階で住宅部局から福祉部局へ繋ぎ、生活再建や大家の被害軽減を図る連携体制の構築が求められる。
- ・高齢者や生活保護受給者について、窓口で紹介された不動産業者を訪問しても「携帯電話がない」「緊急連絡先・身寄りがいない」という理由で契約に至らないケースがある。市役所の福祉窓口と不動産業者が双方向の連携を図り、事前に情報を整理・打診できる仕組みが必要である。

○多文化共生（外国人入居対応）について

- ・外国人に対する入居拒否（匂いやゴミ出しのトラブルなど）は依然として存在する。言葉が通じないことによる入居後のトラブルが多いため、外国人県民向けの地域ルール周知ツールの作成や、日本人大家・事業者からも相談を受け付ける「高知県外国人生活相談センター（ココフォーレ）」等の多文化共生窓口の存在を、当事者や不動産業界に広く周知・活用していくことが重要である。

○既存ストックや空き家の有効活用と除却支援について

- ・活用可能な既存の共同住宅等は、耐震補強を施して多様な住まいの受け皿として有効活用する具体策が必要である。また、すべての空き家をストック化してもその後の活用の問題が生じるため、残すべきものかどうかの見極めが求められる。
- ・成年後見人から被後見人の預貯金が不足し解体費用が出せないといった相談が多く寄せられるなど、危険な老朽住宅の除却が困難な実態がある。危険な空き家の除却や適切な管理を支援する制度を、本人が生存している段階で活用できるようにすることが必要である。
- ・中山間地域では空き家の市場流通が困難であり、比較的人口の多い地域にある空き家（一軒家等）は移住者向けに活用しているが、就職で地域に入る若者向けに活用出来る単身向け賃貸住宅が不足している。

○セーフティネット住宅のミスマッチ解消と見守り費用について

- ・セーフティネット住宅の登録戸数は目標を超えているが、実際には家賃が高額で低額所得者が借りられない物件も多く含まれており、需給の実態に乖離がある。専用住宅（家賃低廉・要配慮者専用）の登録を増やす取組が必要である。
- ・「居住サポート住宅」における見守り費用（ソフトサービス料）は負担が重く、本当に支援が必要な困窮層は見守りサービスが受けられない。このソフト面の経費に対する公的補助について、市町村の財政だけでは対応が困難であるため、国へ制度拡充を求めていくべきである。